

現 行	改正後
(省 略)	(現行どおり)
第2条 (口座の開設)	第2条 (口座の開設)
(省 略)	(現行どおり)
<<個人のお客様>> (1) 満年齢が <u>20歳</u> 以上80歳以下の行為能力を有する個人であること。	<<個人のお客様>> (1) 満年齢が <u>18歳</u> 以上80歳以下の行為能力を有する個人であること。 <u>※2022年3月31日までは20歳以上です。18歳以上20歳未満の行為能力を有する個人が口座を開設できるのは2022年4月1日からです。</u>
(省 略)	(現行どおり)
(12) 既に本口座を開設していないこと。	(12) 既に本口座を開設していないこと。 <u>※個人口座 (代表者・取引担当者) と法人口座を同時に保有することはできません。</u>
(省 略)	(現行どおり)
<<法人のお客様>> (7) 既に本口座を開設していないこと。	<<法人のお客様>> (7) 既に本口座を開設していないこと。 <u>※個人口座 (代表者・取引担当者) と法人口座を同時に保有することはできません。</u>
(省 略)	(現行どおり)
<<取引担当者基準>> (1) 満年齢が <u>20歳</u> 以上80歳以下の行為能力を有する個人であること。	<<取引担当者基準>> (1) 満年齢が <u>18歳</u> 以上80歳以下の行為能力を有する個人であること。 <u>※2022年3月31日までは20歳以上です。18歳以上20歳未満の行為能力を有する個人が口座を開設できるのは2022年4月1日からです。</u>
(以下、省 略)	(以下、現行どおり)
2022年1月17日	2022年3月28日